

## いわき市久之浜観測局の移設について

令和 5 年 3 月 1 日  
福島県環境放射線センター

### 1 経緯

北海道胆振東部地震（平成30年9月）を受け、原子力規制庁は72時間以上連続稼働可能な措置を求めており（※）、令和2年度にいわき市久之浜観測局を除く局舎に大型非常用発電機を設置したが、いわき市久之浜観測局の敷地は集会所と道路に挟まれた土地を借用しており、非常用発電機を併設する余地が無く、非常用発電機を設置することが困難であるため、局舎を移設することとした。

※平成30年12月14日付け事務連絡「モニタリングポスト等に係る電源及び通信の多重化の強化について（依頼）」文書

表1 モニタリングポスト等の電源多重化の経緯

平成30年12月	原子力規制庁より72時間以上連続稼働可能な体制の構築を依頼
令和2年度	久之浜局以外の該当局舎に大型非常用発電機を設置
	久之浜局の移設候補地の選定
令和4年12月	久之浜局移設工事開始
令和5年2月	久之浜局移設工事完了



図1 移設前の久之浜局の状態

## 2 観測局設置場所の条件

局舎の移設候補地は下記の条件により選定して現地調査を行い、全ての条件に適合するいわき海浜自然の家の敷地内（いわき市四倉町字栗木作62-1）に決定した。

- ・いわき市久之浜周辺（発電所からの方位及び距離に旧局と大きな差がないこと）
- ・継続して借用可能な土地（公有地）
- ・敷地広さ 10m×10m程度
- ・検出器（地上高さ1m）の設置が可能であること
- ・電気及び通信の引き込みが可能であること
- ・衛星通信が可能なこと（南東側の水平面から30度より上方向に障害物がない）



※いわき海浜自然の家の要請により1月6日に代替測定地点を変更した。 国土地理院標準地図を加工して作成

図2 移設前後の観測局及び代替測定点の位置図



図3 移設後の久之浜局の状態

### 3 工事期間中の対応及び代替測定結果

局舎の移設工事のため、令和4年12月12日から風向、風速、感雨雪が欠測となり、令和4年12月19日から空間線量率及び大気浮遊じんが2月9日まで測定停止となった。工事期間中は図2に示す代替測定地点に可搬型モニタリングポスト及びローボリュームエアサンプラを設置し、空間線量率及び大気浮遊じんの測定を行った。空間線量率は降雨による一時的な線量率上昇や気温の変動に伴う線量率の変動がみられ、大気浮遊じんは1月分の試料でCs137が検出されたものの久之浜局の直近3年間の測定範囲内の値であった。

また、久之浜局周辺局舎及び第一原子力発電所近傍局舎の空間線量率を確認したが、新たな原子力発電所等に由来する影響はみられなかった。

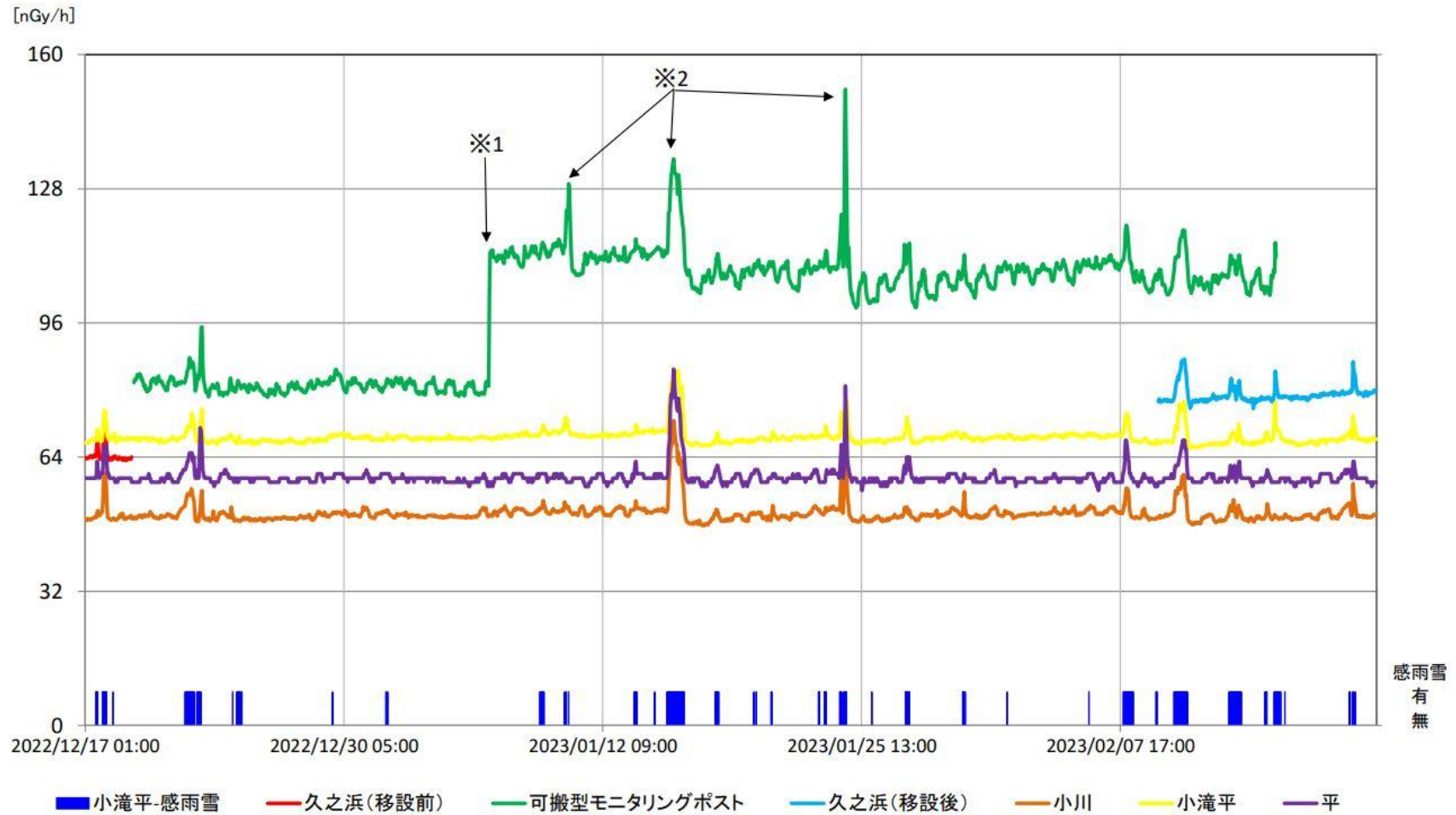


図4 久之浜局、代替可搬型モニタリングポスト及び周辺局舎の空間線量率

※1 いわき海浜自然の家の要請により代替測定地点を変更したことによる変動

※2 降雨による一時的な線量率上昇。

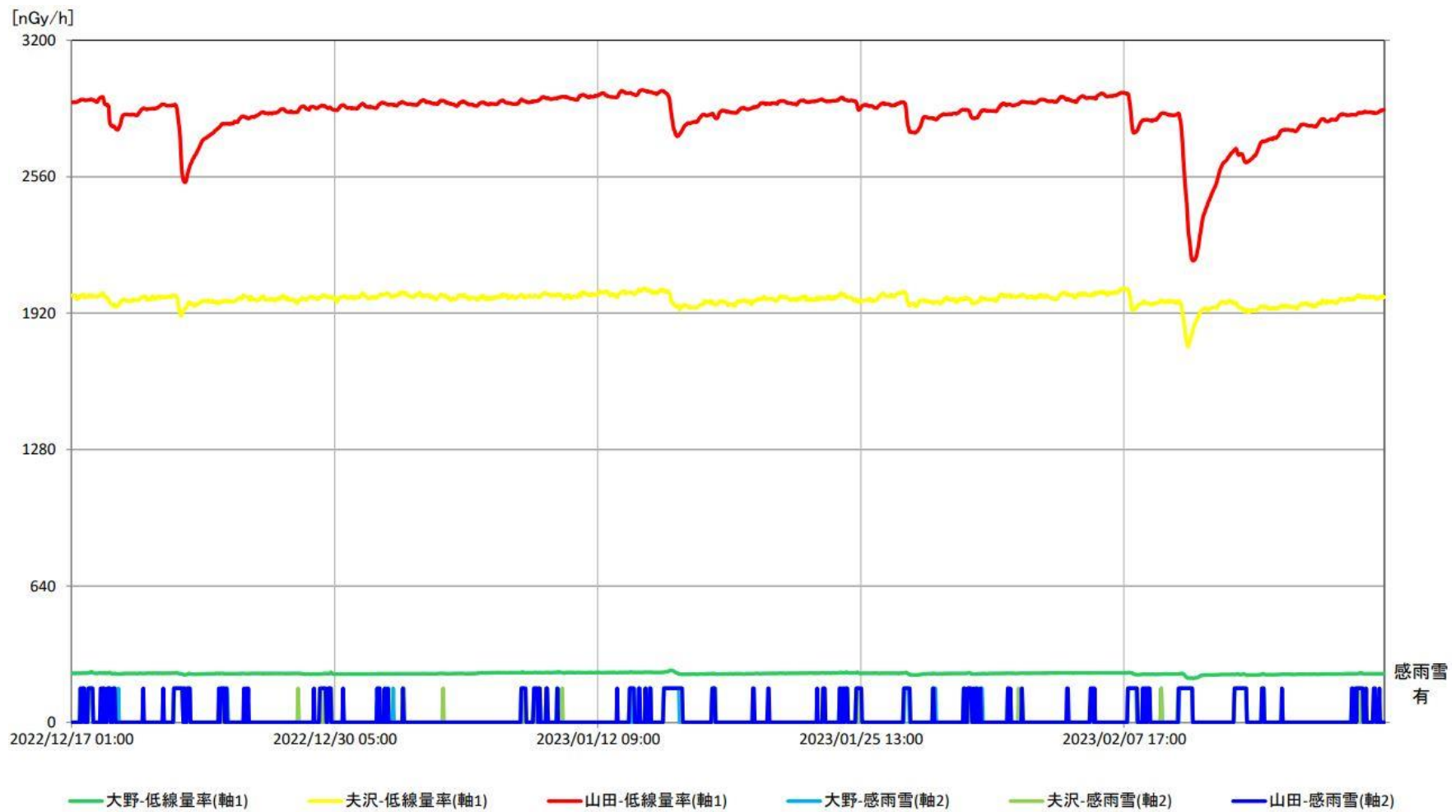


図5 第一原子力発電所近傍局舎の空間線量率



#### 4 今後の対応

- ・いわき市久之浜の空間線量率及び大気浮遊じんの測定地点について、「いわき市久之浜町田之網字江之網 105-1」から「いわき市四倉町字栗木作 6 2 - 1」に変更し測定を継続する。
- ・工事期間中の可搬型モニタリングポストにより測定した空間線量率の測定結果については、「令和 4 年度環境放射能等測定計画書」に基づく測定方法で実施しているため測定値として採用する。
- ・工事期間中の大気浮遊じんの核種濃度測定の測定結果については、「令和 4 年度環境放射能等測定計画書」の測定方法と異なる方法で採取・測定していることから、参考値とする。  
(規定高さ 2m にて採取することに危険が伴ったため、1m 高さで採取を行ったもの。)